

## 第7章 計画推進のために

---

1. 計画の推進方策
2. 計画の進行管理

# 第7章 計画推進のために

## 1. 計画の推進方策

### (1) 庁内関係部署の連携

本町が取り組む様々な事業の展開にあたっては、「高齢者福祉」の視点を持つことが必要です。このため、庁内の関係部署が幅広く連携を取って各種事業を計画的・総合的に展開し、計画の円滑な推進を図ります。

### (2) 保健・医療・福祉の連携強化

本計画の目標の達成に向けて着実な実践を目指すとともに、高齢者、その家族等の多様なニーズに適切に対応し、地域生活を支援していくためには、介護保険制度だけでなく、それ以外の保健・医療・福祉分野の連携を一層強化し、必要なサービスの適切な提供に努めます。

また、介護予防の観点から、予防を重視した健康づくりの取組を充実するとともに、生涯学習、まちづくり等も含めた、総合的な推進体制の整備に向けた取組を進めます。

さらに、都道府県、国との連携を深めるとともに、各種団体との連携を図ります。

### (3) 地域関係機関等との連携

地域福祉の推進役として位置付けられる社会福祉協議会をはじめとし、民生委員、老人クラブ、ボランティア団体、NPOなどを支援するとともに、主体的な地域福祉活動の支援、連携を一層強化する中で、本計画の推進を図っていきます。

### (4) 町民との協働

本計画に位置付けられた高齢者保健福祉施策を推進していくためには、公的なサービスとともに、あらゆる町民が参画する住民による福祉活動等の取組も必要となります。地域の特性を生かした福祉の輪が広がるよう、地域福祉を推進します。

また、福祉文化の浸透を図り、町民が主体的に活動に取り組めるよう、高齢者保健福祉に関するサービスや行政に関する情報を提供していくとともに、町民との協力関係を築いていきます。

## 2. 計画の進行管理

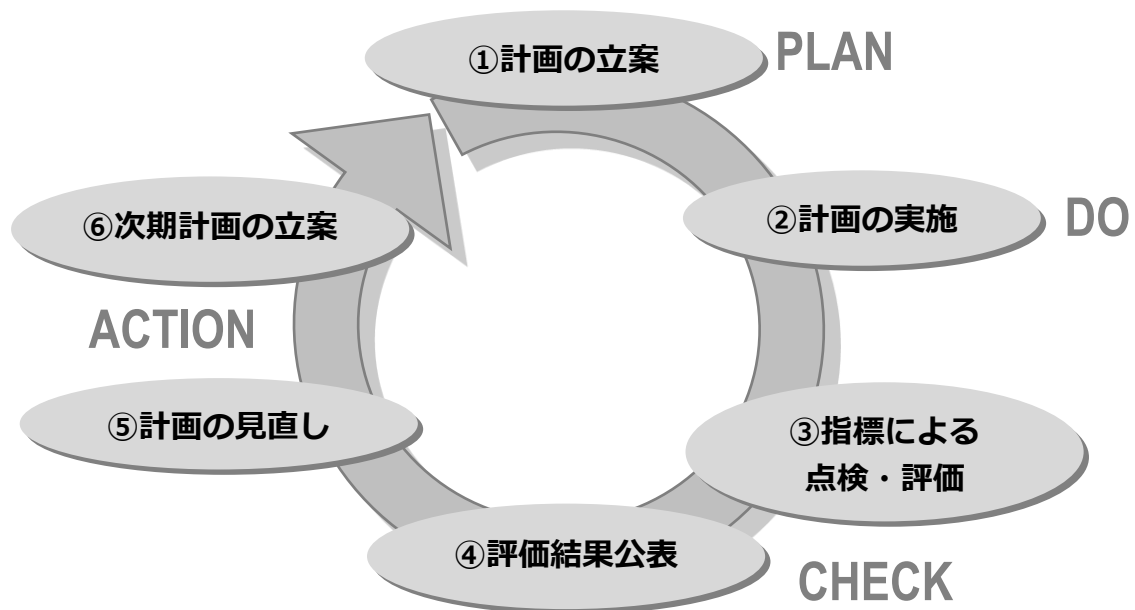
本計画の着実な目標実現に向けて、各年度計画の実施及び進捗状況の点検、評価を行います。

### (1) 高齢者保健福祉計画の進行管理

高齢者保健福祉施策の進行管理に関しては、その実施状況の把握や評価点検等を所管課で点検するとともに、これを介護保険運営協議会に定期的に報告を行っていくことなどにより、進行管理を図ります。

### (2) 第8期介護保険事業計画の点検と評価

介護保険事業計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を所管課で点検するとともに、介護保険運営協議会において、事業計画期間を通して総合的な進捗状況の把握と評価を行い、適正な介護保険事業を運営していきます。



### (3) 計画の実施状況の公表

点検・評価の結果について、適宜、協議・検討が必要なため、今後も現行のまま継続し、計画の進行管理として定期的に実施する実施状況や計画の達成状況、介護保険事業の運営状況などの点検・評価の結果については、毎年、広報やホームページ等を通じて公表し、本計画に対する住民の理解を深められるように努めます。